

府益担第4511号

平成25年3月27日

公益社団・財団法人 代表者 殿

内閣府大臣官房公益法人行政担当室長
(公印省略)

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴う
対応について (協力依頼)

平素より民間による公益活動の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、このたび、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」(平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。)が第180回通常国会において成立し、平成25年3月1日に施行されたところです。

特別措置法第5条には、国は、民間事業者に対し、母子家庭の母等の優先雇用その他就業の促進を図るための協力を求めるよう努めるものとされているところであり、貴法人におかれても下記の事項に積極的な御協力をお願いいたします。

なお、特別措置法が施行されたことに伴い、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成20年厚生労働省告示第248号。以下「基本方針」という。)が、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部を改正する件」(平成25年厚生労働省告示第31号)により、別添1のとおり改正されましたので、御承知おきください。

記

母子家庭の母の雇用については、「母子及び寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)及び「母子家庭の母の就業支援に関する特別措置法」(平成15年法律第126号。以下「旧特別措置法」という。平成20年3月31日失効。)を踏まえ、「第2回母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」(平成16年3月3日)及び「第3回母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」(平成17年

6月13日)において、①国の機関の非常勤職員を公募する場合には、その求人情報を都道府県等が実施する母子家庭等就業・自立支援センター(別添2参照。以下「センター」という。)へ提供すること、②公益法人等に職員の求人情報をセンターへ提供することを要請すること、③母子家庭の母の就業支援に関するリーフレット等を活用し、民間事業者に対し、母子家庭の母の雇用について協力を要請すること、と申し合わせがなされているところである。(別添3)

特別措置法においては、旧特別措置法と比較して、父子家庭の父も対象とされるとともに、民間事業者に対する優先雇用の協力要請についても言及されていることを踏まえ、貴法人におかれては、以下の措置の実施に御協力願いたい。

第1 貴法人において、職員を公募する場合には、その求人情報をセンターへ提供すること。

第2 事業実施主体(都道府県等)は、母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、センターを通じて求人情報を得た場合には、それを証する書類(別添4)を添付して応募することを働きかけるよう、厚生労働省から別途依頼しているので、貴法人において職員を採用する際は、職務の内容に応じた適切な能力の検証を行い、公正性を確保することを前提に、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れの促進に配慮すること。

(本件問合せ先)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

平林 03-5403-9528